平成２３年（フ）第８６号
名古屋市中区新栄１丁目25番５号
破産者　株式会社Ｋ・Ｋカンパニー
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３１号
三重県四日市市泊山崎町８番28号　オレンジパパＢ棟１階105号
破産者　加藤　里見
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３９４号
三重県いなべ市北勢町麻生田3349番地１　Ｂｒａｎｃｈｅライフコア Ａ－１
破産者　行村　　司
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２８４号
三重県四日市市笹川８丁目45番地１
破産者　**荒**木　一夫
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１５８５号
京都市南区吉祥院西ノ茶屋町58番地８　コーポ西ノ茶屋101号
破産者　有限会社村田建装
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８４４号
堺市美原区平尾308番地４
破産者　株式会社葛城工業
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４７９号
堺市南区若松台１丁４番７―310号
破産者　有限会社ハート・トゥー・ハート
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５１０号
神戸市須磨区須磨浦通４－３―16、商業登記簿上の本店所在地神戸市東灘区御影町西平野一の坪11番地１号
破産者　ウインエンターテインメントサービスジャパン株式会社
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４５号
兵庫県宝塚市亀井町12番51号
破産者　有限会社浅田商事
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１０９号
兵庫県伊丹市荻野８丁目24番地の２
破産者　アイ住研有限会社
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第８９３号
兵庫県尼崎市次屋３丁目11番21号
破産者　第和工業株式会社
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９２２号
熊本市池田３丁目25番11号
破産者　株式会社カムバックシステム
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２１７８号
北海道石狩郡当別町園生54番地
破産者　北成建設株式会社
1　決定年月日　平成23年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８７号
愛知県一宮市せんい１丁目７番12号
破産者　有限会社エムビーエル
1　決定年月日　平成23年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１７４号
和歌山県海南市幡川27番地
破産者　有限会社木下電設
1　決定年月日　平成23年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第７２号
愛媛県松山市福音寺町706番地６
破産者　竹本建設有限会社
1　決定年月日　平成23年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所

破産手続終結

平成２２年（フ）第１０９９号
埼玉県鳩ケ谷市南１丁目14番22号
破産者　ジャパンペット商事株式会社
1　決定年月日　平成23年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３０７４号
名古屋市千種区楠元町２丁目79番地
破産者　有限会社平成コーポレーション
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１３３号
名古屋市千種区井上町38番地　星ヶ丘第一ビル４Ｃ号
破産者　木全　英樹
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４５号
兵庫県西宮市広田町11番63号
破産者　岡真興業株式会社
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８０８８号
最後の住所大阪市西淀川区大和田５丁目18番９号
破産者　被相続人亡浜本正則相続財産
1　決定年月日　平成23年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部